

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、意見書提出期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和3年12月10日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊豆都市計画道路 1・5・1号伊豆縦貫自動車道
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先  
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課  
(郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号)  
伊豆市役所建設部都市計画課  
(郵便番号410-2592 伊豆市八幡500番の1)
- 4 縦覧期間  
令和3年12月10日（金）から令和4年1月11日（火）まで  
(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)
- 5 意見書提出期間  
令和3年12月10日（金）から令和4年1月25日（火）まで